

改正案	現行						
<p>(7) 60GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局</p> <p>60GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の審査は、次の要領により行う。</p> <p>1 本項において使用する用語の意義は次のとおりとする。</p> <p>(1) 「60GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局」とは、設備規則第 49 条の 25 の 2 に規定する無線局をいう。</p> <p>(2) 「対向方式」とは、陸上移動局との相互間で回線を構成するシステムをいう。</p> <p>2 対向方式のもの</p> <p>(1) 適用範囲は、55.78GHz を超え <u>57GHz 以下</u>の周波数の電波を使用する陸上移動局に適用する。</p> <p>(2) 無線局の種別は、陸上移動局とする。</p> <p>(3) 通信の相手方は、免許人所属の陸上移動局又は受信設備とする。</p> <p>(4) 周波数及び空中線電力は、<u>下表</u>のとおりとする。なお、「この周波数は、既に設置し運用を開始している無線局に妨害を与えない場合に限る。」旨の注を付すこととする。</p> <p style="text-align: center;"><u>伝送速度が 8Mbps の場合 (ASK, MSK 等)</u></p> <table border="1" data-bbox="168 1181 1093 1308"> <thead> <tr> <th>周波数</th> <th>最大空中線電力(W)</th> <th>使用区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>55.85GHz から 56.85GHz までの 100MHz 間隔の周波数 11 波</u></td> <td><u>0.1</u></td> <td><u>全国</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 識別信号の指定は、別表 3 に基づいて指定する。</p> <p>(6) 通信方式は、周波数分割複信方式、時分割複信方式又は単向通信方式とする。</p>	周波数	最大空中線電力(W)	使用区域	<u>55.85GHz から 56.85GHz までの 100MHz 間隔の周波数 11 波</u>	<u>0.1</u>	<u>全国</u>	<p>(7) 60GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局</p> <p>60GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の審査は、次の要領により行う。</p> <p>1 本項において使用する用語の意義は次のとおりとする。</p> <p>(1) 「60GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局」とは、設備規則第 49 条の 25 の 2 に規定する無線局をいう。</p> <p>(2) 「対向方式」とは、陸上移動局との相互間で回線を構成するシステムをいう。</p> <p><u>(3) 「多方向方式」とは、基地局と 2 以上の陸上移動局との間で、多元接続方式によって回線を構成するシステムをいう。</u></p> <p>2 対向方式のもの</p> <p>(1) 適用範囲は、55.78GHz を超え <u>59GHz 以下</u>の周波数の電波を使用する陸上移動局に適用する。</p> <p>(2) 無線局の種別は、陸上移動局とする。</p> <p>(3) 通信の相手方は、免許人所属の陸上移動局又は受信設備とする。</p> <p>(4) 周波数及び空中線電力は、<u>別表</u>のとおりとする。なお、「この周波数は、既に設置し運用を開始している無線局に妨害を与えない場合に限る。」旨の注を付すこととする。</p> <p>(5) 識別信号の指定は、別表 3 に基づいて指定する。</p> <p>(6) 通信方式は、周波数分割複信方式、時分割複信方式又は単向通信方式とする。</p>
周波数	最大空中線電力(W)	使用区域					
<u>55.85GHz から 56.85GHz までの 100MHz 間隔の周波数 11 波</u>	<u>0.1</u>	<u>全国</u>					

(7) 伝送速度(主信号の伝送速度)別の変調方式及び占有周波数帯幅の許容値は、次の表のとおりとする。

伝送速度	変調方式	占有周波数帯幅の許容値
8Mbps (E1×4等)	ASK、FSK、MSK、 nPSK、nQAM	26MHz

注：n=2k(kは自然数)

(8) 送受信空中線は、その絶対利得が 20dB 以上の指向性空中線であること。

(9) 混信防止のため、無線局の運用開始に先立って使用周波数の電波の干渉波の有無を確認する等を行い、既に設置し運用している無線局の運用に妨害を与えないものであること、及び必要に応じて関係当事者間で混信防止のための協議を行うものであること、又は、干渉波の有無を確認することについて了解しているものとする。なお、(7)の表最下欄の伝送速度等を使用する無線局に限っては、上記条件に加え、新たに設置

(7) 伝送速度(主信号の伝送速度)別の変調方式及び占有周波数帯幅の許容値は、次の表のとおりとする。なお、割当周波数に関しては、別表のとおりとする。ただし、クロック周波数の上限は、伝送速度×1.5とする。

伝送速度	変調方式	占有周波数帯幅の許容値
8Mbps (E1×4等)	ASK、FSK、MSK、 nPSK、nQAM	26MHz
50Mbps～156Mbps (STM-0、STM-1、100Mbps Ethernet等)	ASK	クロック周波数×2 (最大312MHz)
—	nPSK、nQAM	クロック周波数×1.5 (最大3MHz)
156Mbps～622Mbps (STM-1、STM-4、100Mbps Ethernet等)	nPSK、nQAM	クロック周波数×1.5 (最大500MHz)
622Mbps～1Gbps (1Gbps Ethernet等)	nPSK、nAM	クロック周波数×1.5 (最大750MHz)
156Mbps～1Gbps (STM-4、1Gbps Ethernet等)	ASK	クロック周波数× 1.25 (最大1.25GHz)
622Mbps (STM-4等)	ASK	1.25GHz

注：n=2k(kは自然数)

(8) 送受信空中線は、その絶対利得が 20dB 以上の指向性空中線であること。

(9) 混信防止のため、無線局の運用開始に先立って使用周波数の電波の干渉波の有無を確認する等を行い、既に設置し運用している無線局の運用に妨害を与えないものであること、及び必要に応じて関係当事者間で混信防止のための協議を行うものであること、又は、干渉波の有無を確認することについて了解しているものとする。なお、(7)の表最下欄の伝送速度等を使用する無線局に限っては、上記条件に加え、新たに設置

し運用を開始しようとする無線局にも妨害を与えないものであること。

- (10) (7)に示した伝送速度及び変調方式以外のシステムであって、(1)の適用範囲内の周波数を使用する占有周波数帯幅が 1.22GHz 以下のシステムについては、周波数の有効利用の観点から特に支障の無いと判断されるものであること。

し運用を開始しようとする無線局にも妨害を与えないものであること。

- (10) (7)に示した伝送速度及び変調方式以外のシステムであって、(1)の適用範囲内の周波数を使用する占有周波数帯幅が 1.25GHz 以下のシステムについては、周波数の有効利用の観点から特に支障の無いと判断されるものであること。

3 一対多方向方式のもの

- (1) 適用範囲は、55.78GHz を超え 59GHz 以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局に適用する。
- (2) 無線局の種別は、基地局又は陸上移動局とする。
- (3) 通信の相手方は、基地局にあつては免許人所属の陸上移動局又は受信設備、陸上移動局にあつては免許人所属の基地局とする。
- (4) 周波数及び空中線電力は、別表のとおりとする。なお、「既に設置し運用を開始している無線局に妨害を与えない場合に限る。」旨の注を付すこととする。
- (5) 識別信号の指定は、別表3に基づいて指定する。
- (6) 通信方式は、基地局においては、周波数分割多重方式若しくは時分割多重方式を使用する周波数割複信方式若しくは時分割複信方式、単向通信方式又は同報通信方式であることとし、陸上移動局にあつては、周波数分割多元接続方式又は時分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式又は時分割複信方式とする。
- (7) 基地局は島群周波数を、また、陸上移動局は低群周波数をそれぞれ割り当て、時分割複信方式については、申請者の希望等を考慮して、高群若しくは低群のいずれか又は双方の周波数を割り当てることとする。
- (8) 伝送速度別の変調方式及び占有周波数帯幅の許容値は、次の表のとおりとする。なお、割当周波数に関しては、別表のとおりとする。ただし、クロック周波数の上限は伝送速度 X2 とする。

(表 略)

- (9) 混信防止のため、運用開始に先立って使用周波数の電波の干渉波の

有無を確認する等とし、既に設置し運用している無線局の運用に妨害を与えないものであること、及び必要に応じて関係当事者間で混信防止のための協議を行うものであること、又は、干渉波の有無を確認することについて了解しているものとする。

(10) (8)に示した送速度及び変調方式以外のシステムであって、(1)の適用範囲内の周波数を使用する占有周波数帯幅が 1.25GHz 以下のシステムについては、周波数の有効利用の観点から特に支障の無いと判断されるものであること。

別表

1 対向方式

(1) 伝送速度が 8Mbps の場合 (ASK, MSK 等)

周波数 (GHz)	最大空中線電力 (W)	使用区域	備考
55.85 から 58.85 までの 100MHz 間隔の周波数 31 波	0.1	全国	注 1

(2) 伝送速度が 50Mbps を超え 156Mbps 以下であり、かつ、占有周波数帯幅が 312MHz 以下の場合 (ASK、nPSK、nQAM)

周波数 (GHz)		最大空中線電力 (W)	使用順位		使用区域	備考
低群	高群		電気通信事業用	自営用		
55.96	57.71	0.1	1	4	全国	注 1
56.32	58.07	〃	2	3	〃	〃
56.68	58.43	〃	3	2	〃	〃
57.04	58.79	〃	4	1	〃	〃

(3) 伝送速度が 156Mbps を超え 1000Mbps 以下であり、かつ、占有周波数帯幅が 1250MHz 以下の場合 (ASK)

周波数 (GHz)		最大空中線電力 (W)	使用区域	備考
低群	高群			
56.515	58.265	0.1	全国	注 1

(4) 伝送速度が 156Mbps を超え 622Mbps 以下であり、かつ、占有周波数帯幅が 500MHz 以下の場合 (nPSK、nQAM)

周波数 (GHz)		最大空中線電力 (W)	使用順位		使用区域	備考
低群	高群		電気通信事業用	自営用		
<u>56.04</u>	<u>57.79</u>	<u>0.1</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>全国</u>	<u>注1</u>
<u>56.515</u>	<u>58.265</u>	<u>//</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>//</u>	<u>//</u>
<u>56.99</u>	<u>58.74</u>	<u>//</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>//</u>	<u>//</u>

(5) 伝送速度が 622Mbps を超え 1000Mbps 以下であり、かつ、占有周波数帯幅が 750MHz 以下の場合 (nPSK、nQAM)

周波数 (GHz)		最大空中線電力 (W)	使用順位		使用区域	備考
低群	高群		電気通信事業用	自営用		
<u>56.16</u>	<u>57.91</u>	<u>0.1</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>全国</u>	<u>注1</u>
<u>56.86</u>	<u>58.61</u>	<u>//</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>//</u>	<u>//</u>

(6) 伝送速度が 622Mbps であり、かつ、占有周波数帯幅が 1250MHz の場合 (ASK)

周波数 (GHz)		最大空中線電力 (W)	使用区域	備考
低群	高群			
<u>56.515</u>	<u>58.265</u>	<u>0.1</u>	<u>全国</u>	<u>注2</u>

2 多方向方式 (占有周波数帯幅が 312MHz 以下の場合に限る。)

周波数 (GHz)		最大空中線電力 (W)	使用順位		使用区域	備考
低群	高群		電気通信事業用	自営用		
<u>56.32</u>	<u>58.07</u>	<u>0.1</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>全国</u>	<u>注1</u>
<u>56.68</u>	<u>58.43</u>	<u>//</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>//</u>	<u>//</u>
<u>57.04</u>	<u>58.79</u>	<u>//</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>//</u>	<u>//</u>

注1 この周波数の指定に当たっては、「この周波数の使用は、既に設置し運用を開始している無線局に妨害を与えない場合に限る。」旨の付款を付すものとする。

注2 この周波数の指定に当たっては、「この周波数の使用は、他の無線局に妨害を与えない場合に限る。」旨の付款を付すものとする。

